

くまもと清陵高等学校「学校いじめ防止基本方針」

【1】いじめ防止対策に関する基本的な方針

I 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止基本方針を定める。

II いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、その生徒が在籍する学校に在籍している他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

III 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

【2】いじめ防止対策の基本となる事項

I 基本施策

1 学校におけるいじめの防止

- ①学校の最重点目標の一つに「いじめのない学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ②生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。

2 いじめの早期発見のための措置

- ①いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ア生徒対象いじめアンケート調査 年2回（7月，12月）
- イ保護者対象いじめアンケート調査 年2回（5月，10月）
- ウ教育相談を通じた学年担当による生徒及び保護者からの聞き取り調査
年2回（3月，9月）

②いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- アスクールカウンセラーの活用
- イいじめ相談窓口の設置

③いじめ防止対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

II いじめ防止等に関する措置

1 いじめの防止等の対策のための組織「生徒支援会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒支援会議」を設置する。

①構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・進路指導主事・学年担当・生徒支援教諭・養護教諭・教諭・スクールカウンセラー

②活動

アいじめの早期発見に関すること（アンケート調査及び教育相談等）

イいじめ防止に関すること。

ウいじめ事案に対する対応に関すること。

エいじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

③開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

2 いじめに対する措置

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、熊本県私学振興課及び所轄警察署等と連携して対処する。

Ⅲ重大事案への対処

生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、次の対処を行う。

- 1 重大事態が発生した旨を熊本県私学振興課に速やかに報告する。
- 2 熊本県私学振興課と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 上記調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

平成27年10月制定

令和2年4月改訂